

BLACK BOX

トルコの大地震に思う



連載—⑬—

牧野 恒一

去る8月17日にトルコ西部でM7.4の大地震が発生し、死者1万2千人、行方不明者3万人、負傷者3万3千人という大惨事となった。

テレビや新聞などの報道で見ると、建物被害はすさまじく、あの阪神・淡路大震災のことを思い出した方も多かったと思う。

私は、平成2年に発生したイランの大地震の際に現地に飛んで被害の状況などをつぶさに見た経験があり、平成5年の北海道南西沖地震の際の奥尻島の津波と大火の被害、平成7年の阪神・淡路大震災の惨状なども調査しているので、大地震になると、とても他人ごととは思えない。今回は、トルコ地震についての報道を見ながら考えたことを記しておきたい。

国際緊急援助隊

今回のトルコ国西部地震は、M7.4（M7.8という報道もある）の直下型地震だった。兵庫県南部地震のM7.2に比べると地震エネルギーはかなり大きく被害の範囲や程度も相当大きいようだった。

ヨーロッパに近いためか、地震直後にトルコの行政機関が混乱する中、欧米諸国の協力は迅速かつ大規模だった。崩れた建物の中から下敷きになった人々を助け出そうと、各国の救助隊が競うように懸命の努力をしている様が報道されていた。

我が日本からも、国際消防救助隊25人と海上保安庁の救助隊7人を含む総勢37人の国際緊急援助隊が、地震が発生した17日当日に早くも派遣され、

18日には欧米諸国の救助隊と相前後してトルコ入りして、被害の大きかった地方都市ヤロパで救助活動を開始した。地震発生後57時間37分後の19日12時38分（現地時間）には、日本の国際緊急援助隊の歴史上初めて、74歳の女性を生存救出することに成功した。このことは、報道などで御記憶の方も多いかも知れない。

9年前のイランの大地震の際に国際緊急援助に関係したが、あの時には、日本を出発したのが地震発生から40時間後、イランに到着したのが71時間後、現地政府の混乱などからすったもんだの末、ようやく現地で救助活動を開始したのは、地震発生後、実に131時間後だった。当然のことながら生存者の救出など及びもつかず、遺体を発見することすら出来なかった。

今回のトルコ西部地震では、日本チームは発災から41時間後には救助活動を開始して、21カ所でも人命検索活動を行い、12名の要救助者を発見し、生存者救出1名の他、5名を死亡救出している。その5名も「もう少し早ければ……」という状況だったようで、イラン地震当時のことを思えば隔世の感がある。「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」の制定（昭和62年）当時から日本の国際緊急援助に直接間接に関わって来た者として、ようやくここまで来たか、と感無量である。

市町村消防と海外派遣

日本の消防体制は市町村消防である。消防職員

は市町村の職員であるから、第一義的には、その市町村の外部の災害の際に消防活動や救助活動をする事は本来業務ではない。しかし、大規模な災害の場合には市町村の枠を超えて応援が必要な場合もあるので、通常は近隣の市町村どうして相互応援協定を結んだりして、「お互い様」ということで、応援協定に基づく消防活動や救助活動も消防職員としての本来の業務になるようにしている。また、災害対策基本法に基づき都道府県防災会議から協力を求められたり、消防組織法に基づき消防庁長官から応援のための必要な措置を求められたりした時も、当然のことながら本来の業務として仕事をするようになる。

このように、市町村職員である消防職員にとって、その市町村の外部で業務を行うことはそう「当たり前のこと」ではなく、まして国外での救助活動などはもともと想定外の業務だったが、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」が制定されて、市町村の消防職員が海外における大規模災害に派遣された場合の、身分、処遇、費用負担、万一の場合の補償などが明確になり、制度の大枠は確保された。

国際消防救助隊の派遣システム

しかしながら、普段は消防職員としてそれぞれの市町村で勤務している人達を、いざと言う場合に即座にかき集めて「国際緊急援助隊」の一員として派遣するためには、制度の大枠とは別にきめの細かい補助システムが必要になる。

このため、市町村のうち「国際消防救助隊」の編成に協力できるところがあらかじめ消防庁長官に登録しておくとともに、登録した市町村では、その消防機関の職員のうちから一定の基準に該当

する者を国際消防救助隊員として選抜して、消防庁の登録名簿に登録しておくことになっている。現在、協力市町村数は40、登録隊員は501人である。

この登録制度だけでは、大規模災害発生から派遣までのわずかな時間に救助隊を編成しなければならない場面では十分とは言えないし、救助隊員の派遣を要請される市町村も派遣される隊員も、少ないチャンスを生かして是非救助隊の一員として加わりたいと願っているので、派遣市町村等の選択・決定にあたっては難しい場面も出てくる。

そこで登場するのが当番制である。毎月1日、2日、3日は○市と○市と○市の当番などとし、

その順位も決めておいて、災害が発生して消防庁長官が協力要請した日付けと派遣規模に応じて、半ば自動的に出動消防本部が決まるようにしてあるのである。

消防本部内部でも救助隊員に当番制を導入しているところが多いので、過去の派遣の際には、火災現場に出動中に派遣が決定し、そのまま成田空



港まで駆けつけて国際消防救助隊に加わった例もある。

また、パスポートや携行資機材は東京や成田で保管しているので、現在では一度成田に集まってから出発している（関西新空港などから別便で出発するシステムも検討の余地はありそうだが）。このため、出発に間に合うように、関西方面から消防のヘリコプターで成田まで隊員を搬送してきたケースもある。

このように日本の消防は、市町村消防のシステムを維持しつつ国際緊急援助に協力出来るよう、涙ぐましい努力をしているのである。

もっと別のシステムは考えられないか

以前、シンガポールのシビルディフェンス（民間防衛隊）の組織に日本の消防制度を教えに行き、この国際消防救助隊のシステムを紹介したところ、怪訝な顔をして「なんでそんな面倒なことをしているのか」とさんざん質問された。

シンガポールは都市国家なので、消防も国家消防のようなものである。海外に救助隊を派遣する場合は首相から電話一本で派遣要請があり、軍の飛行機を使って派遣出来るため、日本のような苦労は全くいらぬ。それでも、平成2年7月のフィリピンのマニラ北部で発生した大地震における国際救助隊の派遣の際には、地理的、システムのハンディにもかかわらず日本チームの方がシンガポールチームより早く現地入りしているの、必ずしも簡明なシステムの方が良い結果を生むとは限らないのだが。

いずれにしろ、市町村消防の概念すらきちんとわかるかどうか怪しいシンガポールのシビルディフェンスの人達に、日本のシステムがよく理解出来なくても無理はないのかも知れない。

実際、シンガポールを持ち出すまでもなく、阪神・淡路大震災後の危機管理体制の整備の一環として、国家消防のような体制を組んだり、せめて国の機関として数百人規模の緊急援助隊を常置しておくなどの構想もないわけではない。

全国の市町村から選ばれた消防職員を2～3年程度の期間を限って国に出向してもらい、厳しい訓練を施し、特殊な資機材を使いこなせる精鋭部隊として一カ所に配備しておいて、日本の内外で大規模災害が発生した場合に、自前の輸送機やヘリコプターで緊急出動出来るようにしておくことなどは、やろうと思えば可能なアイデアである。

種の訓練機関としての役割も持たせることが出来るので、隊員が出身消防本部に戻って地元の職員を教育したりするにすれば、日本全体としてもこの種の緊急援助体制の底上げに役立つだろう。

民主的な現行制度も捨てがたい

問題は、このような構想が、国の役割をなるべく縮小し地方の役割や権限を大きくしようとしている現在の政府全体の方針とは合わないのではないかと考えられ、相当な予算も必要になることである。

今のところ、現在の涙ぐましいシステムでも迅速な派遣がなんとか可能になっており、実際、今回のトルコ西部地震の際には、トルコ国からの正式の派遣要請から5時間程度で先発隊が成田を飛び立っている。仮に国の機関として緊急援助隊を持っていたとしても、民間機を使う限り結果は同じであったろう。

また、市町村消防の立場になってみると、昨日まで一緒に働いていた同僚が突然派遣されて海外で活躍し、1週間かそこらで帰ってきてまた一緒に働くわけであるから、その消防本部は全体で「海外協力」に参加している意識になるに違いない。今回のトルコ派遣でも、毎回必ず参加する東京消防庁以外に、川崎市、神戸市、市川市、尼崎市などが参加しているが、どんな消防本部でも、同僚が国際緊急援助隊の一員として活躍することなど極めてまれなことで、消防本部上げて盛り上がり、以後相当長い間職員全体の志気も大いに上がるということである。

これが国の機関からの派遣であれば、いくら自分の消防本部から出向している職員でも、消防本部全体として参加した、という気持ちにはなかなかないし、本部全体の志気の高揚などという副次的効果も少ないだろう。

市町村の消防機関の自発的な国際協力の気持ちを統合し、個々の消防隊員のボランティア精神とヒロイズムをうまく引き出して「国際消防救助隊」というシステムにまとめ上げ、実際に機能するようにした今のシステムは、考えようによっては、安上がりで極めて巧みなシステムであるとも言えるのかも知れない。